

島根県報

号外第四八号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規則

目次

島根県立はつらつ体育館条例施行規則

(障害者福祉課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県立はつらつ体育館条例施行規則(規則第五三号)

一 規則の概要

1 開館時間(第二条関係)

島根県立はつらつ体育館(以下「体育館」という。)の開館時間は、午前九時から午後九時までとした。ただし、日曜日にあつては、午後五時までとした。

2 休館日(第三条関係)

センターの休館日は、次に掲げる日とした。

(1) 水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日の翌日

(3) 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

3 使用許可の申請(第四条関係)

体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、使用許可申請書を知事に提出しなければならないこととした。ただし、施設等の使用が貸切りでない場合は、所定の使用料の納付を申し出ることにより申請したものとみなすこととした。

4 使用許可(第五条関係)

知事は、使用許可をしたときは、使用許可書を交付することとした。ただし、施設等の使用が貸切りでない場合は、所定の使用料を納入することにより使用許可をしたものとみなすこととした。

5 減免の申請(第六条関係)

使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

6 使用料の還付(第七条関係)

使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

7 雇用・能力開発機構委託島根勤労身体障害者体育館管理規則の廃止(附則第二項関係)

雇用・能力開発機構委託島根勤労身体障害者体育館管理規則は、廃止することとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規則

島根県立はつらつ体育館条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第五十三号

島根県立はつらつ体育館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県立はつらつ体育館条例(平成十五年島根県条例第二十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 島根県立はつらつ体育館(以下「体育館」という。)の開館時間は、午前九時か

ら午後九時までとする。ただし、日曜日にあつては、午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

一 水曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日の翌日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合においては、あらかじめ体育館に公示する。

(使用許可の申請)

第四条 条例第三条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 施設等の使用が貸切りでない場合は、前項の規定にかかわらず、所定の使用料の納付を申し出ることにより、使用許可を申請したものとみなす。

(使用許可)

第五条 知事は、使用許可をしたときは、使用許可書(様式第二号)を交付するものとする。

2 施設等の使用が貸切りでない場合は、前項の規定にかかわらず、所定の使用料を納入することにより、使用許可をしたものとみなす。

(減免の申請)

第六条 条例第七条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を減免することができる。

一 財団法人島根県障害者スポーツ協会がスポーツ教室等を主催するとき。使用料の全額

二 その他知事が公益上特に必要と認めるとき。知事が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第三号)を第四条第一項に規定する申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第七条 条例第八条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

一 条例第八条第一号又は第二号に該当するとき。使用料の全額

二 使用開始の日から起算して七日前までに体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用の中止を知事に申し出たとき。使用料の五割相当額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(使用終了の届出)

第八条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用を終わったときは、速やかに知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第九条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。使用者の行う行事等のため入場する者も同様とする。

一 使用許可を受けた使用目的以外の目的で施設等を使用しないこと。

二 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

三 使用許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。

四 火災及び盗難の発生予防に留意すること。

五 職員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第十条 使用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入場の制限等)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館への入場を拒否し、又は体育館から退去させなければならない。

一 伝染性の病気にかかっていると認められる者

二 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

三 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者

四 その他体育館の管理上支障があると認める者

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(雇用・能力開発機構委託島根勤労身体障害者体育館管理規則の廃止)
- 2 雇用・能力開発機構委託島根勤労身体障害者体育館管理規則(昭和五十四年島根県規則第五十九号)は、廃止する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

島根県立はつらつ体育館使用許可申請書

年 月 日申請

(※ 年 月 日許可)

島根県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用目的		※ 受付番号	第	号	
種 目		アマチュアスポーツか否かの別	アマチュアスポーツ・否		
入場予定人員	1回につき 人 (身体障害者 人：知的障害者 人：精神障害者 人) 延べ 人				
使用する施設 及び使用期間	使用する施設	使 用 期 間			
	体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から	時間	
	会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで		
	体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から	時間	
	会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで		
	体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から	時間	
	会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで		
	体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から	時間	
	会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで		
	体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から	時間	
会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで			
会場責任者	住 所 氏 名 電話番号 () -				
※ 使用料	種 別	施設使用料	超過時間に対する加算金	冷・暖房料	合 計
	金 額	円	(時間) 円	(時間) 円	円
※	条例第 3 条第 2 項により特に付する条件				

(注) 1 使用する施設には、附属する施設を含む。

2 ※印欄は記入しないこと。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

島根県立はつらつ体育館使用許可書

(年 月 日申請)

年 月 日許可

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

記

使用目的		許可番号	第	号
種 目		アマチュアスポーツか否かの別	アマチュアスポーツ・否	
入場予定人員	1回につき 人 (身体障害者 人:知的障害者 人:精神障害者 人) 延べ 人			
使用する施設及び使用期間	使用する施設		使用期間	
		体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から 時間
		会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで
		体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から 時間
		会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで
		体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から 時間
		会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで
		体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から 時間
		会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで
		体育室(半面・全面)	年 月 日 (曜日)	時 分から 時間
	会議室(ミーティングルーム)	年 月 日 (曜日)	時 分まで	
会場責任者	住 所 氏 名 電話番号 () -			
使用料	種 別	施設使用料	超過時間に対する加算金	冷・暖房料
	金 額	円	(時間) 円	(時間) 円
合計	円			
条例第 3 条第 2 項により特に付する条件				

(注) 使用する施設には、附属する施設を含む。

上記のとおり使用することを許可します。

島根県知事

印

ただし、取扱者印及び許可番号がないものは許可書の効力を有しません。

取扱者印

様式第 3 号 (第 6 条関係)

島根県立はつらつ体育館使用料減免申請書

年 月 日申請

島根県知事 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

		※受付番号		第	号
大会、催物等の名称					
使用目的及び内容					
使 用 期 間	年 月 日 (曜日)	時 分	から	年 月 日 (曜日)	時 分 まで 時間
減 免 理 由	※根拠法令				
※使 用 料	正 規 の 使 用 料	減 免 率	減 免 後 の 使 用 料		
	円	%	円		

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

島根県立はつらつ体育館使用料還付請求書

年 月 日

島根県知事 様

請求者 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 () ー

下記のとおり使用料の還付を請求します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号	
還付を受けようとする理由				
還 付 請 求 金 額	一金	円		
請 求 金 額 の 内 訳	使用料の種別	既納の使用料	還付割合	還 付 額
		円	%	円

(注) 使用許可書を添付すること。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)